

2024年3月

お客さま 各位

東北労働金庫

当金庫職員のマスク着用について

平素より、東北労働金庫(以下、当金庫)をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行した2023年5月以降も業務時間中における役職員のマスク着用を継続してまいりました。

今般、2024年4月1日以降については、マスク着用について役職員個人の判断に委ねることといたします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。